市立東大阪医療センター
ＩＣＵ改修・ハイブリッド手術室新設他改修工事に係る設計・施工一括発注
公募型プロポーザル実施要領

１．公募に付する事項

（１）件名

市立東大阪医療センターＩＣＵ改修・ハイブリッド手術室新設他改修工事にかかる設計・施工一括発注

（２）目的

市立東大阪医療センター（以下「医療センター」という）は、平成１０年の開院から２０年が経過し、施設の老朽化が進むとともに、社会情勢や医療環境の変化により、各エリアにおいて、開院時に設計した施設機能を見直す必要が生じてきているところである。特にＩＣＵは現在４床で運営しているところであるが、当センターの医療規模に比して十分な数とは言えず、設置場所についても窓のない閉鎖的空間に位置しており、手術室からの動線が悪く、処置等に必要なスペースも満足に確保できていない状況である。

今般、医療センターの中期計画の重点項目である「心臓血管外科」の開設に伴い、ハイブリッド手術室を新設するとともに、ＩＣＵを含む４階フロアの在り方を抜本的に見直し、新たな医療機能を創造するにあたり、設計段階から施工者の高度な技術力、ノウハウを活用し、効率的・合理的な設計を行うことで、本事業における工期の短縮及びコストの縮減、工事品質の向上を達成すべく、公募型プロポーザル方式により「設計・施工一括発注（技術提案・交渉発注方式）」にかかる事業者を求めるものである。

（３）工事場所

東大阪市西岩田三丁目４番５号

（４）契約期間

契約締結日から平成３２年７月３１日まで

（５）発注方式

設計と施工を一括して同一の者に発注する「設計・施工一括発注方式」によるものとし、当センターが提示する概略の仕様や、基本的な性能、スケジュール及び施工ステップ図などに対して、事業者による設計案、施工方法、工期短縮、コスト縮減に関する提案を求め、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とした後、その者と交渉した価格や施工方法等に基づき、基本設計及び実施設計と施工を一体として発注する。

（６）事業内容

ＩＣＵ改修、ハイブリッド手術室新設他に伴う基本設計及び実施設計、監理業務及び改修工事（建築、機械設備、電気設備他）

※ 改修予定床面積：約１，５００㎡

（７）概算事業費

約１５億円

（８）支払条件

支払条件は、参加者から提出される本業務工程を発注者と受注者にて確認・協議の上、下記を原則として決定する。

ア　前金払

受注者は、各年度において当該年度の出来高の予定額の１０分の４の範囲内で前払金を請求することができる。ただし、各年度における前払金は１億５千万円を限度とする。

イ　部分払

各年度の出来高の１０分の９を限度として、予算の範囲内で部分払いを行う。

前金払をした場合にあっては、次の計算式により支払う。

部分払金の額≦出来高×（９／１０－前払金額／請負代金額）

ウ　部分引渡しにかかる部分払

部分引渡し完了後、次の計算式により必要に応じて残額を支払う。

部分引渡しに係る請負代金額＝指定部分に相応する請負代金額×（１－前払金額／請負代金額）

エ　完成払

建設業務の完了後、残額を支払う。

２．公募に参加できる企業形態

公募に参加できる企業形態は、単体企業及び特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。なお、共同企業体は共同施工方式である甲型、分担施工方式である乙型、いずれも参加できるものとするが、両方式の複合による参加は認めない。

３．単体で参加する者に必要な資格

申請書及び提案書の提出日現在において、次に掲げる要件すべてに該当しなければならない。

（１）東大阪市の平成２９・３０年度入札参加有資格者として第１希望の工事種目「建築工事業」で登録され、当該種目にかかる直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評点（Ｐ）が１３００点以上の者であること。

（２）平成１５年度以降、２００床以上の医療施設において、元請としてＩＣＵ又は手術

室を含む新築、改修又は増改築工事について、１件につき７．５億円以上（税込）の施工実績があること。

なお、元請実績とは、単独の請負である場合はその請負金額とし、共同企業体による請負である場合は、その請負金額に当該企業体における出資比率を乗じた額を実績額とみなす。また、元請実績は当初契約及び当初契約に係る変更契約以外は認めない。

（３）２００床以上の医療施設における新築、改修又は増改築工事を平成２０年度以降に監理技術者又は主任技術者として担当した実績（参加しようとする企業における元請実績に限る）を有する監理技術者を配置できること。（本入札の参加資格確認申請書提出日において３ヶ月以上の雇用関係が確認できる者に限る。）

４．甲型共同企業体を結成し代表者として参加する者に必要な資格

申請書及び提案書の提出日現在において、次に掲げる要件すべてに該当しなければならない。

（１）３．単体で入札に参加する者に必要な資格（１）と同様

（２）平成１５年度以降、２００床以上の医療施設において、元請としてＩＣＵ又は手術室を含む新築、改修又は増改築工事について、１件につき５億円以上（税込）の施工実績があること。

なお、元請実績とは３．単体で入札に参加する者に必要な資格（２）と同様である。

（３）３．単体で入札に参加する者に必要な資格（３）と同様

５．甲型共同企業体を結成し構成員として参加する者に必要な資格

申請書及び提案書の提出日現在において、次に掲げる要件すべてに該当しなければならない。

（１）東大阪市の平成２９・３０年度入札参加有資格者として第１希望の工事種目「建築工事業」で登録され、当該種目にかかる直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評点（Ｐ）が１０００点以上の者であること。

（２）平成１５年度以降、２００床以上の医療施設において、元請としてＩＣＵ又は手術室を含む新築、改修又は増改築工事について、２社による共同企業体の構成員になろうとする場合は、１件につき２．３億円以上（税込）の施工実績、３社による共同企業体の構成員になろうとする場合は、１件につき１．５億円以上（税込）の施工実績があること。

なお、元請実績とは３．単体で入札に参加する者に必要な資格（２）と同様である。

（３）２００床以上の医療施設における新築、改修又は増改築工事を平成２０年度以降に監理技術者又は主任技術者として担当した実績（参加しようとする企業における元請実績に限る）を有する主任技術者を配置できること。（本入札の参加資格確認申請

書提出日において３ヶ月以上の雇用関係が確認できる者に限る。）

（４）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定により、工事種目「建築工事業」に係る許可を有しての営業年数が３年以上あること。

６．乙型共同企業体を結成して参加する者に必要な資格

申請書及び提案書の提出日現在において、次に掲げる要件すべてに該当しなければならない。

（１）東大阪市の平成２９・３０年度入札参加有資格者として第１希望の工事種目「建築工事業」、「電気工事業」、「管工事業」のいずれかで登録され、当該種目にかかる直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評点（Ｐ）が「建築工事業」にあっては１０００点以上、「電気工事業」、「管工事業」にあっては１２００点以上の者であること。

（２）平成１５年度以降、２００床以上の医療施設において、元請もしくは一次下請（新築、改修又は増改築工事において元請がゼネコンの場合の電気工事、管工事に限る）として、ＩＣＵ又は手術室を含む新築、改修又は増改築工事について、１件につき２．５億円以上（税込）の施工実績があること。

なお、元請実績とは３．単体で入札に参加する者に必要な資格（２）と同様である。

（３）３．単体で入札に参加する者に必要な資格（３）と同様

（４）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定により、該当する工事種目に係る許可を有しての営業年数が３年以上あること。

７．設計業務に関して必要な資格

公募に参加する企業は、申請書及び提案書の提出日現在において、次の（１）又は（２）の要件に該当し、かつ（３）の要件に該当していなければならない。

（１）平成１５年度以降、２００床以上の医療施設において、元請としてＩＣＵ又は手術室を含む新築、改修又は増改築工事について、企業組織内に有する設計部門（建築士法第２３条第１項第３項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた設計事務所）で設計業務を履行した実績があること。

（２）平成１５年度以降、２００床以上の医療施設において、元請としてＩＣＵ又は手術室を含む新築、改修又は増改築工事について、設計業務を履行した実績を有する設計事務所（建築士法第２３条第１項第３項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた設計事務所）と本事業に関する設計業務の委託契約を予定していること。なお、設計事務所は東大阪市の平成２９・３０年度入札参加有資格者であること。

（３）設計・監理業務の実施体制において、次の条件を満たしていること。

ア　管理技術者（技術上の管理及び総括を行う者）及び意匠担当の主任技術者（管

理技術者のもとで意匠分野における担当技術者を総括する者で、当センターとの定例的な打合せに参加する者）を配置すること。

イ　管理技術者は、２００床以上の医療施設において、元請としてＩＣＵ又は手術室を含む新築、改修又は増改築工事について設計業務を履行した実績があること。

ウ　管理技術者又は意匠担当の主任技術者は、上記（１）又は（２）の事務所に所属し、建築士法に基づく一級建築士であること。ただし、管理技術者は、意匠担当の主任技術者と兼任することができる。

エ　設備担当の主任技術者は、上記（１）又は（２）の事務所に所属し、建築士法に基づく建築設備士であること。

８．　公募に参加する者に必要な共通資格

（１）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第１５条の規定により、該当する工事種目に係る特定建設業の許可を得た者であること。

（２）東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。

（３）東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外期間中でないこと。

（４）地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程（以下「契約規程」という。）第５条第１項に該当しない者であること。

９．スケジュール（予定）

内容	日程
①　ウェブサイトによる広報 実施要領等の配布開始	平成３０年５月１５日（火）
②　参加申請書類の受付	平成３０年５月１５日（火） ～平成３０年５月２９日（火）正午
③　参加申請書類の選考（一次審査）結果通知 提案資料配布	平成３０年５月３１日（木）
④　質疑受付期間	平成３０年５月３１日（木） ～平成３０年６月７日（木）正午
⑤　質疑への回答	平成３０年６月１１日（月）
⑥　提案書の提出	平成３０年６月１８日（月） ～平成３０年６月２１日（木）
⑦　プレゼンテーション指定時間の連絡	平成３０年６月２２日（金）
⑧　プレゼンテーション（二次審査）実施	平成３０年６月下旬
⑨　選定結果通知・公表（優先交渉権者決定）	平成３０年６月下旬

※　以上のとおりとするが、予定であるため変更する場合がある

１０．プロポーザル参加資格の確認審査

（１）本公募に参加を希望する者は、次に従い、プロポーザル参加資格確認申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、確認を受けなければならない。

ア　提出期間

平成３０年５月１５日（火）から平成３０年５月２９日（火）正午までに必着のこと。

イ　提出方法

「申請者等提出要領」に従い、郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

ウ　提出場所

〒５７８－８５８８　東大阪市西岩田三丁目４番５号

市立東大阪医療センター　事務局総務課　施設管理係

（２）プロポーザル参加資格確認結果通知書等の返送用封筒を申請書類に同封すること。

この返送用封筒には、返送先を明記し、返信用切手を貼ること。

※ 封筒はＣＤ－Ｒディスク１枚（ケース付き）が収納できるものであること。

※ 切手はＡ４判普通紙１枚及びＣＤ－Ｒディスク１枚（ケース付)、封筒分の重量を想定した書留郵便の料金とすること。

（３）その他

申請書類の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、提出者の負担とする。

なお、提出された申請書類は、返却しない。

１１．プロポーザル参加資格の確認結果通知（一次審査）

参加申請者が４者以上あった場合、「市立東大阪医療センターＩＣＵ改修・ハイブリッド手術室新設他改修工事にかかる設計・施工一括発注 プロポーザル評価基準」に基づく評価により順位付けを行い、上位３者につきプレゼンテーション（二次審査）を実施する。

（１）結果通知日

平成３０年５月３１日（木）

（２）方法等

全参加申請者に対し、郵送で以下について通知する。

① 一次審査結果（合否）

② 参加申請者数及び順位

※ 一次審査結果が否の場合のみ通知

（３）その他

一次審査において、別に定める基準点を満たさない場合は失格とする。

１２．設計図書等の交付

（１）１１．プロポーザル参加資格の確認結果通知によりプロポーザル参加資格を認められた者に対し、提案書作成要領、図面及び補足説明書等（以下「設計図書等」という。）を交付する。

（２）設計図書等は、電子媒体により配布するものとし、本データを格納したＣＤ－Ｒディスクを入札参加資格の確認結果通知と併せて送付する。

（３）設計図書等は、本公募の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

１３．質疑の受付及び回答

実施要領、設計図書等の内容等に関し質疑がある場合は、「質疑回答様式」を用い、以下のとおり提出すること。

（１）受付期間

平成３０年５月３１日（木）から平成３０年６月７日（木）正午まで

（２）方法

「質疑回答様式」により末尾問合せ先に記載のメールアドレスまで電子メールを送付すること。また、メール送付後、電話にて受信確認を行うこと。

※　メール以外による質疑や期間経過後の質疑は受け付けない。

（３）回答

平成３０年６月１１日（月）

参加者全員へ質疑に対する回答を一斉にメール送付する。

１４．提案書の提出

（１）受付期間

平成３０年６月１８日（月）午前９時から平成３０年６月２１日（木）午後５時までに必着のこと。

（２）提出方法

提案書１５部に表紙（会社名、所在地、代表者役職・氏名を記載、押印をしたもの）を添付し、郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

※ 紙媒体提出に併せ、電子媒体（CD-R）も提出すること

（３）提出場所

市立東大阪医療センター 新館３階 事務局総務課　施設管理係

東大阪市西岩田三丁目４番５号

１５．プレゼンテーション（二次審査）指定時間の連絡

（１）連絡日

平成３０年６月２２日（金）

（２）連絡方法

提案書提出企業の担当者に対し、電話連絡を行う。

（３）注意事項

プレゼンテーションの順番は、プロポーザル参加資格確認申請を受け付けた順番とする。当センターが指定するプレゼンテーション時間の変更は受け付けない。

１６．二次審査（プレゼンテーション）

（１）日時

平成３０年６月下旬　当センターが指定する日時において実施する

（２）場所

市立東大阪医療センター内会議室

（３）審査方法

プレゼンテーション（４０分以内）及び質疑応答（３０分程度）とし、当センターの評価委員により採点及び質疑を行う。

（４）その他

ア 当日の出席者は３名以内とする。

イ 他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

ウ 指定日時の遅刻や欠席については失格扱いとする。

エ プレゼンテーション実施に際して必要とされるものは提案者が用意すること。
（電源及びプロジェクターについては当センターにて準備する）

オ プロジェクターを使用し、プレゼンテーションを実施予定の者は PC 接続の不具合に備え、スライド内容を保存した USB 媒体等を用意しておくこと。

カ 参加者が１者となった場合もプレゼンテーションを実施するが、別に定める基準点を満たさない場合は失格とする。

１７．優先交渉権者の決定

（１）日時

平成３０年６月下旬

（２）決定方法

提出された参加申請書類及び提案書について客観点審査及びプレゼンテーション審査を実施し、評価点方式により順位付けを行い、当センターの定める基準点以上の最高点を獲得した提案者を優先交渉権者として決定する。

（３）審査基準

審査における項目や評価基準は、「市立東大阪医療センターＩＣＵ改修・ハイブリッド手術室新設他改修工事にかかる設計・施工一括発注 プロポーザル評価基準」のと

おりとする。　※ 設計図書等の交付資料に含む

（４）その他

ア　審査の結果、最高点を獲得した者が複数いる場合は、見積金額が低いものを優先交渉権者とする。見積金額が同じ場合は、くじ引きにより決定する。なお、その際くじ引きを辞退することはできない。

イ　審査結果は二次審査参加業者全てに通知し、優先交渉権者について当センターのウェブサイトで公表する。

１８．契約の締結

（１）契約の締結

優先交渉権者と提案内容を踏まえ設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する。契約締結に至る協議段階で合意に至らなかった時は、次点提案者と契約締結の交渉を行う。

なお、契約の締結に併せ、東大阪市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出すること。

（２）契約保証金の額

契約金額の１０分の１に相当する額以上とする。（１，０００円未満の金額は、１，０００円に切り上げ)。なお、地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程第３２条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

１９．プロポーザルに参加することができないもの

（１）次のいずれかの関係に該当する者同士の公募参加は認めない。

ア 親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ 親会社を同じくする子会社同士の者

ウ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７ 条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

（２）単体企業または共同企業体で参加する者が、他の共同企業体の構成員として参加すること。

（３）一方の企業の設計協力事務所が、他方の企業の設計協力事務所として参加すること。

（４）参加申請からプレゼンテーションの間において、参加資格要件を満たさなくなったもの。

（５）プロポーザル実施にかかる指定日時に書類の提出、または出席をしなかったもの。

（６）その他、プロポーザルに参加することが適正でないと決定されたもの。

２０．その他注意事項

（１）プロポーザル参加にかかる一切の費用は、提案者の負担とする。

（２）提出を受けた書類等の返却は行わない。

（３）本プロポーザル実施にあたり、知り得た情報を本業務の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

（４）提案後に仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（５）契約締結後において、虚偽の記載等の不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとし、当センターに損害が発生したときは損害を賠償するものとする。

（６）提案書の審査の結果、提案内容について修正依頼する場合や、提案を採用しない場合がある。

（７）提案を適正と認めることにより、設計及び工事に関する事業者の責任が軽減されるものではない。

２１．問い合わせ先

東大阪市西岩田三丁目４番５号
地方独立行政法人 市立東大阪医療センター　事務局総務課　施設管理係
電話 ０６－６７８１－５１０１（代表）
メールアドレス　byoinsomu@higashiosaka-mc.jp